

令和8年度 北中城村立北中城こども園 (1号認定) 入園案内

申込区分	提出先	受付期間
継続利用	北中城こども園	令和7年9月8日(月)～9月26日(金)
新規利用	村役場第2庁舎1階 こども未来課	午前9:00～11:30/午後1:00～4:30 ※土日・祝日除く

※書類不備がある場合は受付できません。

※期間外に申し込んだ場合、欠員補充の対象となりますのでご注意ください。



●北中城こども園(1号認定)とは

1号認定(教育標準時間認定)とは、満3歳以上の小学校就学前の子どもであり、学校教育のみを受ける子どものことをいいます。

北中城こども園では、3歳児クラス以上の子どもについては、保護者の就労状況にかかわらず子どもを受け入れています。「保育を必要とする事由」に該当しない子どもについては1号認定として受け入れ、保育を必要とする子ども(2号認定)と一緒に幼児教育・保育を一体的に実施しています。

●入園対象児・定員について

保護者および児童の居住実態が北中城村にあり、入園年度4月1日時点で3歳～5歳の幼児

3歳児クラス：令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれ	定員：6名
4歳児クラス：令和3年4月2日～令和4年4月1日生まれ	定員：16名
5歳児クラス：令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれ	定員：26名

●受入時間について

受入曜日：月曜日～金曜日

教育時間：8時00分～13時30分 (※教育時間の終了後、預かり保育も実施しています。)

<注意事項>

受入時間は8時00分からとなっており、朝の延長保育はありません。送迎に支障がないかご確認のうえ、お申し込みをお願いいたします。

●幼児教育保育料について

幼児教育・保育の無償化のため、無料

●休業日について

- (1) 土曜日
- (2) 学年始休業日：4月1日～4月6日
- (3) 夏季休業日：7月21日～8月31日
- (4) 冬期休業日：12月26日～翌年1月5日
- (5) 学年末休業日：修了式の翌日から3月31日
- (6) その他村長が必要と認める日

休業日の開始日と終了日は、
カレンダーの関係上変動することがあります。
詳しい日程は、おたより等でお知らせします！



●見学について

見学を希望される場合は、直接園へ連絡をし、見学の日程調整を行ってください。

北中城こども園 第1園舎 TEL：098-935-4554

●特別支援保育について

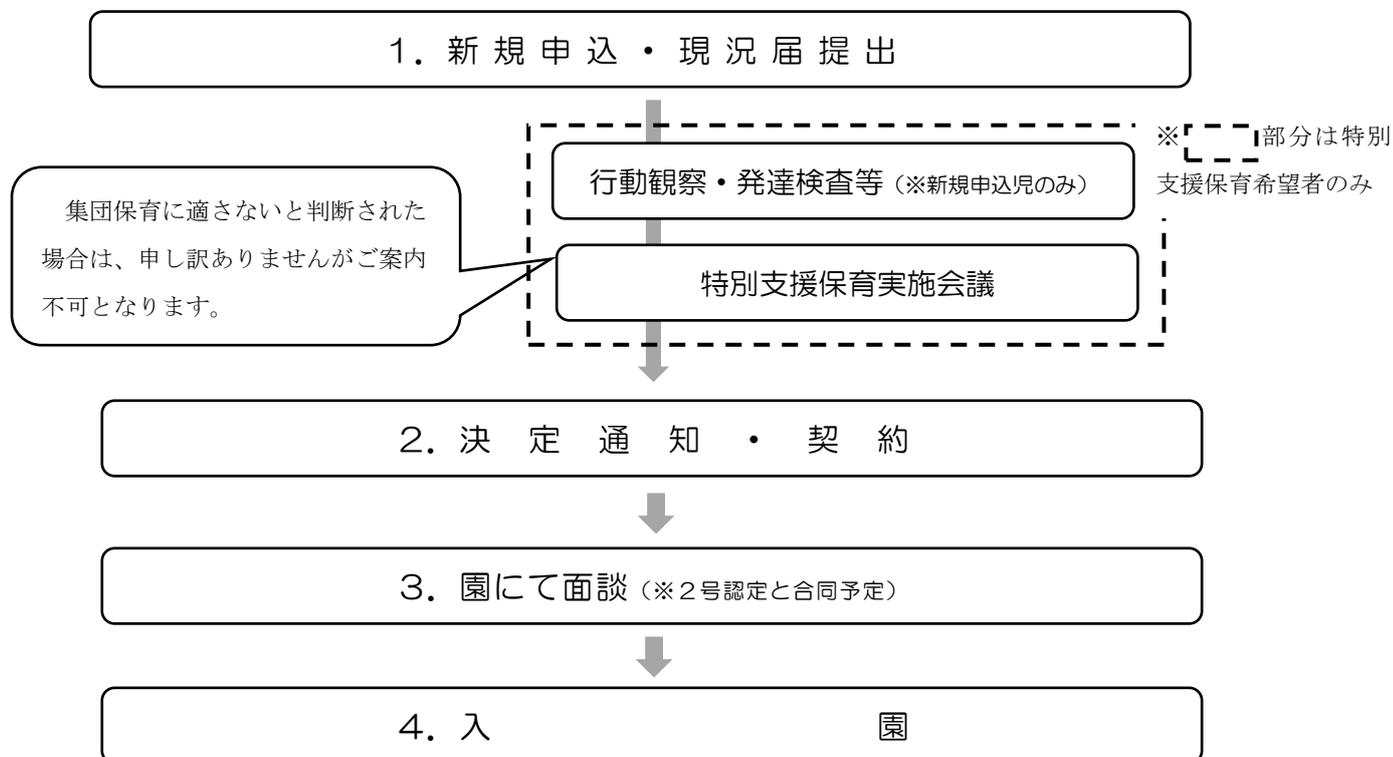
北中城こども園では、集団保育が可能であると判断され、かつ心身に障害のある児童または発育や発達が遅るやかで特別な支援を要する児童に対して、特別支援保育を行っております。集団生活をするなかで社会性を培い、通常よりも丁寧に幼児教育を行うことで、健やかな成長発達の促進を目的としています。

特別支援保育を希望される場合は、入園申し込み前にご相談をお願いいたします。

●申込から入園までの流れ

北中城こども園の入園が決定した場合、1月中旬ごろに支給認定証と共に利用契約決定通知書等を送付いたします。面談についての案内は決定通知に同封いたしますのでご確認を忘れずをお願いいたします。

既に認定を受けている継続利用児童も、現況報告として一斉受付期間に書類の提出を行ってください。



<定員を上回る申し込みがあった場合について>

定員を上回る申し込みがあった場合は、選考となります。選考の結果、待機となる場合は保留通知にてお知らせいたします。選考基準は以下の通りとなります。年度内に空きが出て入園可能となった場合には、こども未来課から連絡を致します。

・ 保育認定を受けられない
・ 特別支援保育を必要とする者
・ きょうだいに在園児がいる
・ ひとり親世帯、生活保護世帯、障がい者のいる世帯
・ 前年度待機になっている

●転入予定での申し込みについて

3月10日までに北中城村へ転入する方が申し込み可能です。一斉受付期間内に必要書類を提出してください。やむを得ない事情により期限までに転入できない場合は、事前にこども未来課へご相談ください。

<年度途中の転入で申し込みをする場合>

年度途中で転入し北中城こども園の入園を希望する場合は、住民登録後の申し込みとなります。また、定員の空き状況によっては待機となる場合がありますのでご了承ください。その際は、定員に空きが出た場合にこども未来課から連絡致します。

●給食の実施に伴う、給食副食費の金額・徴収について

北中城こども園では給食を提供しており、それに伴い給食副食費が発生します。

給食副食費：月額5,000円

ただし、以下の要件に該当する子どもの副食費については免除になります。

- (1) 年収360万円未満相当（村民税所得割課税額77,100円以下）世帯の子ども
- (2) 所得階層にかかわらず、第3子以降の子ども

※網掛け部分が給食副食費の徴収が免除されます。

階層区分		第1子	第2子	第3子以降
①生活保護世帯		0円	0円	0円
②村民税非課税世帯及び 村民税所得割非課税世帯	ひとり親等	0円	0円	0円
	上記以外			
③村民税所得割課税額 77,100円以下の世帯	ひとり親等	0円	0円	0円
	上記以外			
④村民税所得割課税額 211,200円以下の世帯		5,000円	5,000円	0円
⑤村民税所得割課税額 211,201円以上の世帯		5,000円	5,000円	0円

<階層区分の認定および第3子以降の子どもの算定基準>

- (1) 保護者（父母）に所得がある場合は、所得割課税額を合算した上で階層区分を認定します。

※保護者の収入が生活保護基準に満たない場合で、かつ祖父母等が同一住所内にいる場合には、祖父母等の所得割課税額を含めて階層区分を認定します。ただし、同住所にお住まいでも、居住空間や生計が別であることがわかる書類の提出があれば、扶養義務者とみなさない場合があります。

- (2) 同一世帯において満3歳から小学校3年生までの範囲にある子どもが複数人いる場合、最年長の子どもから順に第何子かを決定します。
- (3) 上段(2)の規定にかかわらず、村民税所得割課税額77,100円以下の世帯については、保護者と生計を一にしている全ての子ども（成年に達した者も含む）を、第何子かを決定する際に算定の対象とします。

<免除対象者の算定期間について>

給食副食費免除対象者の決定については、4月と9月に対象者を決定します。4月分から8月分までは令和7年度村民税（令和6年収入分）、9月分以降は令和8年度村民税（令和7年収入分）をもとに算定いたします。課税額に変更が生じた場合、税の更生が分かった日の属する月の翌月から、更生された税額により徴収の免除対象者かどうかを判断します。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度分の村民税（所得割）額で算定					当年度分の村民税（所得割）額で算定						

●預かり保育について

保護者の就労等により教育時間の終了後も引き続き北中城こども園の利用を希望する場合や夏季休業日等の長期休業期間には、預かり保育の利用が可能です。

預かり保育受入時間	教育時間終了後から18時00分（※延長保育はありません。）
-----------	-------------------------------

<預かり保育を希望する場合の注意事項>

預かり保育の受入時間は18時00分までとなっており、延長保育はありません。そのため、転職や勤務形態の変化等により就労時間に変更の可能性がある場合には、送迎に支障がないかご確認をお願いいたします。場合によっては、2号認定での申込を案内することもあります。

<預かり保育の通年利用を希望する場合>

預かり保育の通年利用を希望する場合は、「施設等利用給付認定（新2号）」の申請を行い、保育の必要性を認定されなければなりません。認定された場合は、預かり保育料が無償化となります。

長期休業期間中（夏季休業日等）の給食提供に伴う給食費については、無償化の対象外となります。以下のとおりお支払いが発生します。（※長期休業期間については、給食費の免除制度はありません。）

預かり保育料	日額：300円
実費徴収について（無償化の対象外）	長期休業期間の給食費月額：5,000円

保育の必要性の確認については、以下の項目に該当することが要件となります。また、「預かり保育申込書」と併せて保護者の就労状況等を確認する書類を提出してもらいます。

保育が必要な事由	具体的な状況
① 就労	月64時間以上の就労
② 妊娠・出産	産前8週・産後8週
③ 疾病・障害	疾病・障害により児童の保育に支障がある
④ 介護・看護	同居または長期入院等の親族の介護、看護
⑤ 災害復旧	自然災害等の復旧にあっている
⑥ 求職活動、起業準備	求職または起業活動中（※認定期間は原則90日）
⑦ 就学・職業訓練	月64時間以上の就学
⑧ 虐待等	虐待やDVのおそれがある場合
⑨ 育児休業（在園児のみ）	北中城こども園の在園児であり、継続利用が必要な場合
⑩ その他	上記に類する状態として北中城村が認める場合

<新2号認定を受けていない場合（一時預かり保育の利用）>

新2号認定を受けていない場合でも一時預かり保育として、週に1回程度、預かり保育を利用することは可能です。受入基準は以下の通りとなります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> • 学校行事及び地域行事への参加 • 冠婚葬祭への出席 • 求職や就業 • その他村長が認める特別な理由がある方 |
|---|

一時預かり保育の申込方法は、利用予定日の4日前までに北中城こども園に「預かり保育申込書」の提出をお願いいたします。また、申請の際に一時預かり保育料、おやつ代等のお支払いが発生します。

一時預かり保育料	平 日：日額300円 長期休業日：日額600円
実費徴収について	おやつ代：日額 150円 長期休業日の給食費：日額 250円

●提出書類について

下記書類を、一斉受付期間内に提出して下さい。不備がある場合や消せるペンや鉛筆で記入した場合は受付できませんのでご注意ください。

なお、⑤・⑥・⑩については、一度こども未来課に提出したことがある場合、写しでもかまいません。ただし、提出日から遡って3か月以内に発行されたものに限りです。

◆は指定様式です。ホームページからダウンロードできます。



↑ HP はこちら ↑

<教育認定（午前）のみ利用の場合>

- ①◇申請者（保護者）の本人確認書類（在園児は除く）
- ②◆教育・保育給付認定・変更申請書（現況届）兼利用申込書
- ③◆同意書
- ④◆児童の状況調査票
- ⑤◇世帯の状況を確認する書類（該当する方のみ）

事由	必要書類
保護者で村外に住民票登録がある方	◇ 住民票謄本（お住まいの市区町村で発行） ※きょうだい児が同居していない場合は抄本可
ひとり親世帯	◇ 児童扶養手当受給者証の写しまたは母子及び父子家庭等医療費受給者証の写しまたは戸籍謄本（離婚による場合は離婚日の記載があるもの）
生活保護受給世帯	◇ 生活保護受給証明書（中部福祉事務所で発行）
保護者の一方が外国人で住民票登録がない方	◇ パスポートの写しまたは身分証明書（運転免許証等）の写し
世帯全員が外国人で住民票登録がない方	◇ パスポートの写しまたは身分証明書（運転免許証等）の写し（全員分） ◇ 賃貸契約書の写しまたは Assignment to Family Housing ◆ 入園に係る世話人確認書
在宅障がい児（者）がいる世帯	◇ 身体障害者手帳・特別児童扶養手当証書・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し

転入予定の場合	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 転入に関する宣誓書（指定様式） ◇ アパート等の契約書・建築確認済書等の写し ◇ 保護者の個人番号が確認できる書類（個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票謄本（※写し可）のいずれか1つ）
---------	---

⑥◇副食費の算定に必要な書類（該当する方のみ）

事由	必要書類
令和7年1月1日に村外に住民登録がある方	◇ 令和7年度（令和6年収入分）所得・課税・扶養人数がわかる証明書（個人番号が確認できる場合は省略可 後日、確定申告書の写し等の提出を求める場合あり）
令和8年1月1日に村外に住民登録がある方	◇ 令和8年度（令和7年収入分）所得・課税・扶養人数がわかる証明書（個人番号が確認できる場合は省略可 令和8年6月末日 ^ㄨ 後日、確定申告書の写し等の提出を求める場合あり）
軍人・軍属等の方	◇ 2024 W-2 Wage and Tax Statement、Form1099、Form4852等の写し
	◇ 2025 W-2 Wage and Tax Statement、Form1099、Form4852等の写し（令和8年5月末日 ^ㄨ ）
同居所に生計及び居住空間を別にする住民がいる方※世帯分離含む	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 生計及び居住空間を別にしてしている旨の申出書（指定様式） 後日、家計の主宰者を認定する為、光熱費の領収証や住宅の設計図の写し等、資料の提出を求める場合があります。詳しくは「給食の実施に伴う、給食副食費の金額・徴収について」の項目をご参照下さい。
副食費の算定を辞退する場合	◆ 副食費徴収免除辞退届

⑦◆委任状（保護者が提出できず代理人に委任する方のみ）代理人は身分証を持参してください。

<預かり保育の通年利用を希望する場合>

上記の書類に併せて、下記の書類を提出ください。

⑧◆預かり保育申込書

⑨◆子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（現況届）

⑩◆保護者等の就労状況等を確認する書類 ※下記の中で該当するもの（保護者全員）

事由	必要書類
勤務・勤務予定の方 ※育休明けの場合、入所後1か月以内に復帰	◆ 就労証明書（指定様式）
	◇ 〈軍人・軍属等〉「雇用契約（証明）書」等の写し
自営業・農業・内職等	◆ 自営業・農業・その他申立書（指定様式）
	◇ 営業許可書・商工会・組合等の加入証明書・内職発注証明書等の写し または名刺・パンフレット・掲載雑誌等仕事内容がわかる資料
就学している方 ※職業訓練学校を含む	◆ 授業日程証明書（指定様式）
	◇ 〈高校・大学・専門学校等（学習塾・趣味の講座・カルチャー除く）〉在学証明書
	◇ 〈入学予定・職業訓練校等〉合格通知書等の写し
出産の方 （産前8週～産後8週）	◇ 親子（母子）健康手帳の表紙（氏名）と出産（予定）日が記載されているページの写しまたは診断書
産後6ヶ月未満の児童を自宅保育する方	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自宅保育を行う旨の申出書（指定様式） ※育休の場合は省略可

育児休業中の方 ※在園児のみ	◆ 就労証明書（指定様式）
	◆ 育児休業に係る継続入所（園）申出書（指定様式）
	◇ 育児休業基本給付金受給証明書等の写しまたは辞令等の写し
病気の方または 病人を看護している方	◆ 診断書（指定様式）
	◆ 〈看護の場合〉看護・介護事実の申告書（指定様式）
障害者または 障害児（者）を介護し ている方	◇ 身体障害者手帳・特別児童扶養手当証書・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し
	◆ 〈介護の場合〉看護・介護事実の申告書（指定様式）
災害復旧中の方	◇ り災証明書
求職活動中の方 （原則 90 日）	◆ 求職活動状況確認書（指定様式）
	◇ 〈公共職業安定所利用者の場合〉ハローワークカードの写し
その他	◆ 保育することができない旨の申出書（指定様式）

●「保育を必要とする事由」や世帯状況等が変更になったとき

保護者の婚姻・離婚、出産、仕事の変更・雇用契約期間変更・退職等、入園申込時と家庭の事情が変わった場合は、速やかに子ども未来課へご連絡下さい。給食副食費が変更となる場合や預かり保育料の無償化の認定期間が変更・取消となる場合があります。

必要書類の提出がない場合や連絡がなく、その事実が判明した場合には、給食副食費の変更時、事実発生日に遡り差額を追納していただく場合や預かり保育料の無償化が取り消され、一時預かり保育として保育料が実費徴収となる場合があります。

●私立認定こども園について

村内には北中城こども園の他に私立の認定こども園が5施設あり、私立認定こども園にも教育認定（1号認定）枠があります。また、教育認定（1号認定）であれば、村外の私立認定こども園を利用することも可能です。入園申込みは直接、園で行いますので、お問い合わせは各園へお願いいたします。

施設区分	施設名	所在地	電話
幼保連携型 認定こども園	アリス幼稚園	字美崎 163	098-935-2256
	すてらこども園	字仲順 376-11	098-989-7447
保育所型 認定こども園	つなぐ認定こども園	字喜舎場 1034	098-932-5226
	認定こども園ライカム煌保育園	字ライカム 444 番地	098-932-2525
	百登こども園	字島袋 1927-1	098-932-8118

※メモ欄としてご活用ください。

